

# サンドボックスサーバー利用規約

## 第1章 総則

### 第1条 (はじめに)

サンドボックスサーバー利用規約（以下「本規約」といいます。）は、多言語音声翻訳コンテンツ運営事務局（以下「甲」といいます。）が、フェアリーデバイス株式会社（以下「乙」といいます）の管理するサーバー上の自動音声翻訳共通 API（第2条第1項に定義されます。）を介して公開期間（第2条第8項に定義されます。）限定にて提供する API サービス（以下「本サービス」といいます。）を、本サービスの利用契約者（以下「丙」といいます。）に対して提供する諸条件について定めるものです。

### 第2条 (定義)

- (1) 「自動音声翻訳共通 API」は、本サービスにおいて提供される、音声認識 API、機械翻訳 API、音声合成 API からなり、各 API の詳細は、自動音声翻訳共通 API 仕様書（第3項に定義されます。）に定めるものとします。
- (2) 「丙のサイト又はアプリケーション」とは、丙が、本サービスを利用して、運営又は開発するウェブサイト又はアプリケーションをいいます。
- (3) 「自動音声翻訳共通 API 仕様書」とは、丙が、自動音声翻訳共通 API を丙のサイト又はアプリケーションで利用するための利用方法を記載した技術文書であり、乙が <https://mimi.readme.io/> 又は <https://github.com/FairyDevicesRD/mimi.tagengo.examples> 上にて提供している電子文書の該当部分をいいます。
- (4) 「ユーザー」とは、丙のサイト又はアプリケーションの利用者をいいます。
- (5) 「認証情報等」とは、丙が本サービスを利用するために必要となる、ID 文字列(アプリケーション ID、クライアント ID 等を含みます。)、シークレットキー(アプリケーションシークレット、クライアントシークレット等を含みます。)、アクセストークン等の、丙、又は丙のサイト又はアプリケーションに固有の、丙、又は丙のサイト又はアプリケーションを識別する符号をいいます。
- (6) 「本規約等」とは、本規約及び自動音声翻訳共通 API 仕様書をいいます。
- (7) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。
- (8) 「公開期間」とは、2018年11月13日～2019年3月15日の期間をいいます。

### 第3条 (本規約等の適用範囲)

- (1) 丙は本規約等に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
- (2) 本規約等の内容と、甲又は乙のウェブサイト等の表示、甲又は乙の口頭による説明、甲又は乙のパンフレット等を含む本規約等外における、本サービスの説明とが異なる場合は、本規約等の規定が優先して適用されます。

#### 第 4 条 (本規約等の変更)

- (1) 甲は、丙の事前の承諾を得ることなく、本規約等を独自に変更することができるものとします。本規約等が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の本規約等に拠るものとします。ただし、自動音声翻訳共通 API 仕様書の規定と本規約の規定が矛盾する場合、自動音声翻訳共通 API 仕様書の規定が、本規約の規定に優先します。
- (2) 甲は、本規約等を変更した場合には、丙に当該変更の内容を遅滞なく通知し、かかる通知後、丙が、本サービスを利用し、又は 30 日以内に本契約（第 5 条に定義します。）の解約の手続きを取らなかった場合は、丙は本規約等の変更に同意したものとみなします。

## 第2章 登録申請等

### 第5条 (利用申込、承諾、契約の成立)

- (1) 丙は、本規約等に同意の上、甲の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を甲の定める方法で提供することにより、甲に対し、本サービスの利用の登録を申請するものとします（以下「登録申請」といいます。）。
- (2) 甲は、甲の基準に従って、前項に基づく登録の可否を判断し、甲が登録を認める場合には、その旨を丙に通知すると同時に、甲は丙に対して本サービスの利用権を付与します。丙が、当該通知を受領した時点で、本規約等による本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
- (3) 丙は、登録事項に変更があった場合、当該変更内容を、甲の定める方法により、遅滞なく甲に通知するものとします。
- (4) 甲は、甲の基準により、丙の登録又は再登録を拒絶することがあり、甲は、その理由の開示義務を負わないものとします。甲は、特に以下の場合には、丙の登録又は再登録を拒絶します。
  - ① 登録事項の全部又は一部に虚偽があった場合。
  - ② 丙が、反社会的勢力等（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者）であると認められる場合、又は資金提供その他の方法により反社会的勢力等の経営に協力若しくは関与していると認められる場合。
  - ③ 丙のサイト又はアプリケーションが、公序良俗に反するものであると認められる場合。
  - ④ 丙のサイト又はアプリケーションが、ユーザーから本サービスの利用料金を徴収するものであると認められる場合。
  - ⑤ 丙が、過去において本規約等に違反した者、又はその関係者であると認められる場合。
  - ⑥ その他、甲が登録を適当でないと判断した場合。

### 第6条 (通知)

- (1) 甲は、甲のウェブサイト上への掲示をもって、丙への通知を行うものとし、当該通知は、甲が、当該通知の内容を甲のウェブサイト上に掲示した時点から効力を有するものとします。
- (2) 前項の規定に加え、甲が適当と判断する場合、甲は登録事項に含まれる丙の電子メールアドレス宛に、当該通知の内容を電子メールにて送信することができるものとします。

### 第3章 本サービスの利用

#### 第7条 (本サービスの利用)

- (1) 丙は、本規約等に基づき、甲から付与された利用権の範囲において、公開期間内に、本サービスを利用するものとします。
- (2) 丙は、本サービスを利用するにあたり、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等の本サービスを利用する各時点における技術水準に照らして合理的なセキュリティ対策を自らの費用と責任において実施するものとします。
- (3) 本サービスには、「クォータ」という一定時間内での利用量制限があります。丙は、クォータの範囲内で本サービスを利用することができます。

#### 第8条 (認証情報等の管理責任)

- (1) 丙は、認証情報等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとします。
- (2) 丙は、甲から別途書面による許諾を得た場合を除き、第三者に対して、認証情報等の譲渡、転貸、販売、又はその使用を許諾してはならないものとします。
- (3) 甲又は丙は、認証情報等の盗難や不正利用の事実を知った場合、直ちにその旨を相手方に通知するものとします。この場合、甲から指示があったときは、丙は、当該指示に従って対処しなければならないものとします。
- (4) 丙は、認証情報等の管理又は使用についての責任を持ち、認証情報等の盗用、使用上の過誤、第三者の使用、不正アクセス等によって、甲、乙、丙、ユーザー、その他第三者に損害が生じた場合、その責任は丙が負うものとし、甲又は乙は一切の責任を負わないものとします。

#### 第9条 (本サービスの料金)

- (1) 丙は、甲から付与された利用権の範囲に限り、無償で本サービスを利用できるものとします。
- (2) 丙は、合理的な理由がある場合に限り、甲の定める一定の情報を、甲の定める方法で提供することにより、最大5回まで、甲に対して利用権の更新を申し込むことができるものとします。この場合、甲は、第5条第4項の定めに従い、利用権の更新可否を判断するものとします。

#### 第10条 (本サービスの提供の中止)

- (1) 甲は、以下のいずれかの場合に該当する場合は、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
  - ① 乙のサーバーがホストされている Google Cloud Platform のメンテナンス等、甲又は乙が合理的な方法で制御不能なやむを得ない場合。
  - ② 天災地変、戦争事変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
- (2) 甲は、前項の理由により、本サービスの提供を中止するときには、丙に対し事前にその旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- (3) 甲及び乙は、本条に基づき甲が行った措置に基づき丙に生じた損害について一切の責任を負い

ません。

#### 第 11 条 (利用の停止等)

- (1) 甲は、丙が次の各号に該当する場合は、丙に対する本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。
  - ① 丙の認証情報等が第三者に漏洩したことが判明した場合、又は本サービスの利用状況等から、認証情報等が第三者に漏洩したものと甲又は乙が判断した場合。
  - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - ③ 丙が、第 13 条の規定に違反した場合。
  - ④ 丙が、本規約等の条項の一に違反し、相当の期間を定め、甲が丙に対して改善を催告したにも関わらず、その期間内に改善が実施されなかった場合。
- (2) 甲及び乙は、本条に基づき甲が行った措置に基づき丙に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第 12 条 (本サービスの廃止及び終了)

- (1) 甲は、甲の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
- (2) 甲及び乙は、前項に基づき甲が行った措置に基づき丙に生じた損害について一切の責任を負いません。
- (3) 公開期間終了後、本サービスの提供は終了されます。

#### 第 13 条 (禁止事項)

- (1) 丙は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める事項を行ってはなりません。
  - ① 本サービスを利用して、ユーザーから、本サービスの利用料金を徴収する行為。
  - ② 違法、不当、公序良俗に反する態様において、本サービスを利用する行為。
  - ③ 本サービスの正常な運用を妨害する行為。
  - ④ 通常の範囲を超えた大規模のアクセスを行う行為。
  - ⑤ 本サービスを利用して得た結果を、通常の範囲を超えて大量に、ウェブサイト等、不特定多数がアクセス可能な場所に掲示又はダウンロード可能とする行為。
  - ⑥ 甲、乙、丙、ユーザー、丙以外の本サービス利用者、その他第三者の著作権等の知的財産権、肖像権、その他の権利を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）。
  - ⑦ 法令又は丙若しくは丙が所属する業界団体の内部規則に違反する行為。
  - ⑧ コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為。
  - ⑨ 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為。
  - ⑩ その他、甲又は乙が不適切と判断する行為。
- (2) 自動音声翻訳共通 API 仕様書にて、特定の API に対して前項とは異なる禁止事項が規定された場合、丙は、自動音声翻訳共通 API 仕様書に規定される禁止事項も行ってはならないものとし

ます。

- (3) 丙は、本サービスの利用権につき、本規約で認める場合を除き、再許諾、貸与その他の処分をしてはならないものとします。
- (4) 丙が本条で禁止する行為を行った場合、その行為に関する責任は丙が負い、甲及び乙は一切の責任を負わないものとします。また、その行為により、甲が何らかの損害を被った場合には、甲は、丙に対して、その行為の直接的な損害に限り賠償を請求できるものとします。

#### 第 14 条 (設備の負担等)

- (1) 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、丙の費用と責任において行うものとします。
- (2) 丙は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、甲又は乙の運営するウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を丙のコンピューター等にインストールする場合には、丙が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、甲及び乙は丙に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

## 第4章 品質保証、責任の限定等

### 第15条 (ベストエフォート・サービスレベル)

- (1) 甲は、公開期間内において、本サービスが99.9%以上の月間稼働率(第16条に定義されます。)を維持し、かつ、ダウンタイム(第16条に定義されます。)が連続して10分を超えないよう、商業的に合理的な最大限の努力を行います。(以下「ベストエフォート・サービスレベル」といいます。)
- (2) 自動音声翻訳共通API仕様書にて、特定のAPIに対して前項の規定とは異なる条件が規定された場合、自動音声翻訳共通API仕様書の規定が前項の規定に優先します。
- (3) 前項までの規定に関わらず、ベストエフォート・サービスレベルは、以下の各号の要因による性能上の問題、又は可用性の問題には適用されません。
  - ① 乙が合理的な方法で制御不能な要因によるもの(自然災害、戦争、テロ行為、暴動、政府機関の行為、乙のサーバーがホストされているGoogle Cloud Platformその他の外部サービスの障害、又はユーザー側における要因を含みます。)
  - ② 甲又は乙が提供したものではないサービス、ハードウェア又はソフトウェアの使用に起因するもの(第三者のソフトウェア、丙のサーバー又は通信回線の障害、ユーザーの通信回線の障害又は通信帯域幅の制約、ユーザーのコンピューターやマイク等のハードウェアに起因するものを含みます。)
  - ③ DoS(Denial of Service)攻撃等の第三者による業務妨害に起因するもの。
  - ④ 誤った入力に起因するもの(不正な入力音声に起因するものを含みます。)
  - ⑤ 第10条又は第11条に起因するもの。

### 第16条 (月間稼働率及びダウンタイムの定義)

月間稼働率は、次の式を用いて計算されるものとします。

$$(\text{月間稼働率}) = \left(1 - \frac{\text{ダウンタイム(分)}}{\text{月間総稼働時間(分)}}\right) \times 100 \quad \%$$

ただし、ダウンタイムとは1分間以上継続して本サービスが利用し得ない状態をいいます。1分間未満継続して本サービスが利用し得ない状態となった場合、その時間はダウンタイムに累積しません。本サービスが利用し得ない状態とは、本サービスに対して、インターネットから通信することが不可能な状態、又は本サービスが自動音声翻訳共通API仕様書に従わない応答を返す状態(ただし、正しいAPIリクエストに対してエラー応答が返される状態を含みます。)をいいます。ダウンタイムは、丙のサイト又はアプリケーションの数や、ユーザーの数によって累積されません。

### 第17条 (非保証)

- (1) 甲及び乙は、音声認識結果、翻訳結果、音声合成結果等の本サービスの利用結果及び本サービ

スについて、正確性、特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性を含め一切保証しないものとしします。

- (2) 丙が甲又は乙から直接又は間接に、本サービス、ユーザー、本サービスの他の利用者その他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、甲及び乙は丙に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
- (3) 本サービスに関連して丙とユーザー、丙以外の本サービス利用者、その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、丙の責任において処理及び解決するものとし、甲及び乙はかかる事項について一切責任を負いません。

#### 第 18 条 (免責)

本規約において明示的に規定された場合を除き、甲による本サービスの提供の中止、停止、終了、利用不能又は変更、丙の登録事項その他丙に関する情報の削除又は消失、本契約の解除、本サービスの利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して丙が被った損害につき、甲及び乙は、一切の責任を負わないものとしします。

## 第5章 データの収集と利用等

### 第19条 (本サービスが取り扱うデータの定義)

- (1) 「管理ログデータ」とは、以下の各号の情報を記録したデータをいいます。
- ① 本サービスの利用にあたり、丙のサイト又はアプリケーションから、乙のサーバーに対し、自動音声翻訳共通 API を介して電子的に送信された、以下の情報。
    1. 認証情報等
    2. API 種別
    3. 自動音声翻訳共通 API 仕様書に規定される API 呼び出し時のパラメータのうち、第21条第2項の目的を達するために必要であると合理的に認められる一部のパラメータ(ただし、いかなる場合においても、音声認識 API における音声データ、機械翻訳 API における翻訳対象文字列、音声合成 API における音声合成対象文字列は含みません。)
    4. 丙のサイト又はアプリケーションの IP アドレス
  - ② 前号の情報に対応して、乙のサーバー上で生成及び付与される、以下の情報。
    1. API 呼び出し時刻
    2. 送信されたデータの大きさ (バイト数)
    3. API 応答コード (正常応答であるかエラー応答であるかを技術的に識別するための符号)
    4. API の応答に要した時間

### 第20条 (データの収集と保存)

- (1) 甲は、丙の登録申請時に、丙の登録事項を甲のサーバーに電子的に保存します。
- (2) 乙は、管理ログデータを乙のサーバーに電子的に保存します。
- (3) 甲は、丙の登録事項が個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 2 条第 1 項に定められる個人情報に該当する場合、個人情報保護管理者を任命し、ログデータ及び乙の登録事項を適切かつ安全に管理し、外部からの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を予防及び是正するための組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理に必要なかつ適切な措置を講じるものとします。
- (4) 乙は、管理ログデータを、適切かつ安全に管理し、外部からの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を予防及び是正するための組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理に必要なかつ適切な措置を講じるものとします。

### 第21条 (データの利用目的)

- (1) 甲は、以下の各号の目的で、丙の登録事項を利用するものとし、その他の目的のために利用してはならないものとします。
  - ① 本サービスに関連して、個人を識別できない形状に加工した統計データを作成するため。
  - ② 甲から丙への連絡のため。
  - ③ その他上記目的に付随する目的のため。
- (2) 乙は、以下の各号の目的で、管理ログデータを利用するものとし、その他の目的には利用して

はならないものとします。

- ① 本サービスの提供のため。
- ② 本サービスの安定維持のため。
- ③ 本契約にかかる詐欺的行為及び規約等の違反の防止又は対応のため。
- ④ 本サービスの不正利用の検知のため。
- ⑤ 本サービスに関する技術サポートのため。
- ⑥ 本サービス全体の利用状況を把握するための統計情報を作成するため。
- ⑦ その他上記目的に付随する目的のため。

#### 第 22 条 (データの共有と開示)

- (1) 甲は、丙の登録事項を、乙又は第三者と一切共有することはできないものとします。
- (2) 乙は、管理ログデータを、第 21 条第 2 項に定める目的のため、甲と共有することができるものとします。

#### 第 23 条 (データの保持と消去)

- (1) 本契約が有効である限り、甲は、丙の登録事項を保持し、乙は、管理ログデータを保持します。
- (2) 本契約終了又は解除後、甲は、丙の登録事項を、第 21 条第 1 項に定める目的を達成するために必要でなくなった時点で、削除若しくはアクセス及び使用を防止する手段を講じるものとします。乙は、管理ログデータを、第 21 条第 2 項に定める目的を達成するために必要でなくなった時点で、削除若しくはアクセス及び使用を防止する手段を講じるものとします。

#### 第 24 条 (データの保持に関する説明責任)

- (1) 丙は、甲に対して、次の各号の要求を行うことができるものとします。
  - ① 丙の登録事項の使用方法に関する説明提供の要求
  - ② 丙の登録事項が不正確である場合、当該情報の修正を求める要求

#### 第 25 条 (法令に基づく開示命令等の特例)

甲は、裁判所、管轄官公庁等の行政機関等より、法令の要求に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所又は行政機関に対して、丙の登録情報を開示することができるものとします。ただし、この場合、甲は、法令上可能な範囲で速やかに、開示命令等を受けた旨を丙に通知又は連絡し、適法に開示を求められた範囲に限り開示するものとします。

#### 第 26 条 (事故発生時の対応)

- (1) 甲及び丙は、丙の登録事項の漏洩等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断した場合は、直ちに相手方に通知するものとします。このとき、甲及び丙は協力して、事故の拡大を防止するために、合理的に必要と認められる措置を講じなければならないものとします。
- (2) 甲及び丙は、自己の責に帰すべき事由により、丙の登録事項の漏洩等の事故が発生し、相手方

に損害が生じた場合、その事故の直接的な損害に限り、賠償の責任を負うものとします。

## 第6章 雑則

### 第27条 (知的財産権等)

- (1) 本サービスに関する知的財産権は、すべて甲、乙又は乙にライセンスを許諾している者に帰属し、本サービスの利用を許諾することは、本規約において明示されているものを除き、甲又は乙の運営するウェブサイト又は本サービスに関する甲、乙又は乙にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。丙は、いかなる理由によっても甲、乙又は乙にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為（複製、改変、逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限定されません。）を行わないものとします。
- (2) 丙は、本サービスについて、本規約に基づき第7条に定める利用権のみを付与されるものであり、本サービスに関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡も受けるものではありません。

### 第28条 (丙の賠償等の責任)

- (1) 丙は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して甲又は乙に損害を与えた場合、甲又は乙に対しその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 丙が、本サービスに関連して、ユーザー、丙以外の本サービス利用者、その他の第三者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を甲に通知するとともに、丙の費用と責任において当該紛争を処理し、甲からの要請に基づき、その経過及び結果を甲に報告するものとします。
- (3) 丙による本サービスの利用に関連して、甲又は乙が、ユーザー、丙以外の本サービス利用者、その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、丙は当該請求に基づき甲又は乙が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

### 第29条 (秘密保持)

- (1) 本規約において「秘密情報」とは、本契約又は本サービスに関連して、丙が、甲又は乙より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、甲又は乙の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します。但し、(1)甲又は乙から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)甲又は乙から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)甲又は乙から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
- (2) 丙は、秘密情報を本サービスの利用の目的のみに利用するとともに、甲又は乙の書面による承諾なしに第三者に甲又は乙の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- (3) 第2項の定めには拘わらず、丙は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を甲又は乙に通知しなければなりません。

- (4) 丙は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に甲又は乙の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第 2 項に準じて厳重に行うものとします。
- (5) 丙は、甲又は乙から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、甲又は乙の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

#### 第 30 条 (有効期間)

本契約は、丙について第 5 条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、本契約が終了した日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、甲と丙との間で有効に存続するものとします。

#### 第 31 条 (譲渡禁止)

丙は、本契約に基づく権利及び義務の一切を、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に許諾、再許諾、譲渡、若しくは貸与し、又は担保の用に供してはならないものとします。

#### 第 32 条 (契約の終了と解除)

- (1) 丙は、甲の定める方法に従って、いつでも本契約を終了することができます。
- (2) 甲又は丙は、相手方に以下の各号に定める事由が生じた場合、事前の通知、催告なしに本契約を解除することができるものとします。この場合、甲は、当該相手方に対して違約金、損害賠償等の責を一切負わないものとします。
- ① 丙が、本規約等の条項の一に重大な違反をし、相当の期間を定め、甲が丙に対して改善を催告したにも関わらず、その期間内に改善が実施されなかったとき。
  - ② 登録事項に虚偽の事実があることが判明したとき。
  - ③ 甲、ユーザー、丙以外の本サービス利用者、その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとしたとき。
  - ④ 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害したとき。
  - ⑤ 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売の申立等を受けたとき、破産、民事再生、特別清算、会社更生手続開始等の申立があったとき、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
  - ⑥ 監督官庁より営業停止、取消等の処分を受けたとき。
  - ⑦ 手形又は小切手を不渡りにする等、支払不能状態に至り、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - ⑧ 租税公課の滞納処分を受けたとき。
  - ⑨ 営業を廃止、休止、変更し、又は第三者に管理される等営業内容に変更があったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - ⑩ 当該相手方が甲又は丙に対して背信行為があったとき。
  - ⑪ 公序良俗に反する等の行為があり、甲又は丙において取引の継続を不相当と認めたとき。

- ⑫ 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ⑬ 第5条第4項各号に該当するとき。
- ⑭ その他上記各号の一に準ずる事由があったとき。
- ⑮ その他、甲が丙による本サービスの継続が適当でないと判断したとき。

第33条 (存続条項)

第8条、第10条第3項、第11条第2項、第12条第2項、第13条第3項及び第4項、第14条、第20条第1項及び第2項、第21条から第29条まで、第31条、第32条第2項、本条並びに第34条の規定は本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第34条 (準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約、本契約又は本サービスの利用に関して、甲と丙との間で生じた紛争を裁判で解決する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第35条 (協議条項)

甲及び丙は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

改訂履歴

2018年11月 初版